

## 行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の経過及び進行管理について

## 1 これまでの主な経過について

## 1 - 1 &lt;行政改革の始まり～行政改革大綱の策定&gt;

昭和 42 年 4 月	事務管理系の設置
昭和 43 年 4 月	清掃業務の民間委託
昭和 45 年 4 月	飯綱高原スキー場の管理運営を民間委託
昭和 56 年 6 月	長野市行政制度改善委員会を設置（委員 25 人）
昭和 57 年 6 月	改善委員会「行政制度改善に関する方策について」答申

**背景：**低成長時代の到来、厳しい財政状況

**答申の内容：**組織機構の再編、支所改革、出先機関の業務委託推進、審議会等附属機関の統廃合、団体事務の見直し 等

昭和 58 年 4 月	事務管理課、検査課、財政課及び契約課にスタッフ制を導入（以後平成 9 年～13 年にかけて導入拡大）
昭和 60 年 6 月	長野市行政改革懇話会設置（委員 11 人、同年 9 月提言）
昭和 60 年 9 月	懇話会の提言を受け、 <u>長野市行政改革大綱</u> を策定

**背景：**自治省「地方行政改革大綱の策定について」通達、57 年提言の未実施事項、社会情勢の変動に伴う見直し、限られた財源で最大の効果を挙げる方策の検討

**大綱の内容：**事務事業の見直し、組織機構の簡素合理化、定員管理の適正化、民間委託・OA 化の推進、公共施設管理運営の合理化 等

平成 7 年 2 月	長野市行政組織を活性化する委員会設置（委員 20 人、8 年 1 月答申）
平成 8 年 5 月	委員会答申に基づき、 <u>長野市行政改革大綱</u> 策定

**背景：**五輪関係の大型プロジェクトへの対応、市民要望の多様化への対応等

**大綱の内容：**組織機構の見直し、適正な定員管理の推進、高度情報化・OA 化の推進、業務委託の推進、市民サービスの向上、団体等の見直し 等

平成 10 年 2 月～3 月	長野オリンピック・パラリンピック
平成 11 年 2 月	新長野市行政改革大綱策定

**背景：**地方分権の推進、介護保険事業・環境行政など新たな課題への対応、中核市にふさわしい施策展開

**大綱の内容：**事務事業の簡素効率化、経費の節減・合理化、新たな行政課題への対応、情報化の推進、民間委託の推進、職員の意識改革と資質の向上、広域行政の推進 等

平成 11 年 4 月	中核市移行
-------------	-------

## 1 - 2 <現大綱～集中改革プラン策定へ>

平成 14 年 4 月	<u>長野市行政組織を活性化する委員会設置</u> (委員 20 人:15 年 2 月答申)
平成 15 年 3 月	答申を踏まえ、平成 19 年度までの 5 ヶ年について適用する <u>行政改革大綱</u> 及び 117 の改革項目からなる <u>実施計画</u> を策定。
平成 15 年 4 月	機構改革により、 <u>行政改革推進局</u> を設置 <u>長野市行政改革推進審議会</u> 条例施行 <u>長野市行政改革推進審議会</u> 発足
平成 16 年 12 月	審議会より「市有施設のあり方について」提言
平成 17 年 1 月	市有施設（旧市分）の管理運営方針を決定
平成 17 年 3 月	審議会より「合併支所管内における市有施設のあり方について」提言
平成 17 年 3 月	総務省「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」

### 総務省【新たな指針】の概要

- ・PDCA サイクルの考え方にに基づき、行政改革大綱の策定又は見直しを行うこと
- ・行政改革大綱に基づき具体的な取り組みを集中的に実施するため、平成 17 年度を起点とし、概ね平成 21 年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画(以下「集中改革プラン」という。)を平成 17 年度中に公表すること。
- ・大綱、集中改革プランの策定に際しては、住民の意見を取り入れ、また説明責任を果たすこと。
- ・その他行政改革推進上の主要項目(組織のあり方、定員管理及び給与の適正化等)

平成 17 年 4 月	市有施設（合併分）の管理運営方針を決定
平成 17 年 11 月 30 日	<u>平成 18 年度 第 1 回長野市行政改革推進審議会</u> 「 <u>集中改革プラン</u> 」と位置付ける新たな実施計画の策定について、了承を得る。

### 【集中改革プランについての本市の考え方】

- ・行政改革大綱については、「常に長野市総合計画との整合を図ることとしていることも鑑み、現在策定中の第四次長野市総合計画の検討状況を見ながら、平成 18 年度中に大綱の見直しの検討に着手する。
- ・既存の行政改革実施計画をベースに、改革期間の変更や数値目標の導入等の改定を行い、「集中改革プラン」と位置づける。
- ・財政構造改革懇話会の提言に基づく項目も実施計画に取り入れ、進行管理する。
- ・改革の成果について、市民に分かりやすく公表するよう配慮する。

平成 18 年 2 月	<u>財政構造改革懇話会</u> の提言を踏まえ、「 <u>長野市財政構造改革プログラム</u> 」を策定。
-------------	--

平成 18 年 3 月 27 日 平成 18 年度 第 2 回長野市行政改革推進審議会  
新たな行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）の案を提出、了承を得る。

平成 18 年 4 月 4 日 部長会議にて、新実施計画（集中改革プラン）を決定。

## 2 新実施計画（集中改革プラン）策定の概要

これまでの実施計画では、実施期間が平成 15 年度から平成 19 年度までの固定でした。

これに対し新たな実施計画では、改革期間を常に 5 ヶ年とし、先 5 ヶ年の間に取り組む項目を毎年度計画に加え、できる限り目標の数値化及び毎年度の取り組み内容の明確化に努め、進行管理するよう変更しました。

また、財政構造改革懇話会からの提言をもとに、平成 18 年 2 月に「長野市財政構造改革プログラム」を策定しており、このプログラム中に明示した取り組み内容についても、可能な限り新規改革項目として実施計画に掲載し、進行管理を行うこととしました。

### 【新実施計画（集中改革プラン）】

計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度

改革項目数：84 項目（17 年度からの継続 49 項目、新規 35 項目）

<内訳> 視点 1	市民と市の役割分担を明らかにし、パートナーシップに基づくまちづくりの推進	25 項目
視点 2	民間の発想を取り入れた行財政経営への転換	43 項目
視点 3	市民の目線で良質なサービスを提供	16 項目

## 3 今年度の取り組み予定について

5 月中旬まで 各改革項目に係る進行管理表の作成（年度計画）

6 月 5 日（月）午前 10 時～12 時

第 1 回長野市行政改革推進審議会

10 月上旬 前期（9 月末まで）の進行状況を進行管理表により取りまとめ

10 月下旬 第 2 回行政改革推進委員会

11 月上旬 第 2 回行政改革推進審議会

・実施計画進行状況の報告、審議

・行政改革大綱の改定について

19 年 2 月中旬 後期（3 月末まで・見込み含む）の進行状況を取りまとめ

2 月下旬 第 3 回行政改革推進委員会

3 月下旬 第 3 回行政改革推進審議会

・実施計画進行状況の報告、審議

・平成 19 年度～23 年度の実施計画について審議

・行政改革大綱の改定について

第 2 回審議会から第 3 回審議会までの間に、必要に応じ会議を開催する可能性があります。

長野市行政改革推進審議会条例

平成15年3月28日  
長野市条例第3号

(設置)

第1条 社会の変化に対応した簡素で効率的な行政の確立に向け、本市の行政改革の推進について必要な事項を調査及び審議するため、長野市行政改革推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査及び審議するほか、必要に応じて行政改革の推進に関する事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 事務・事業の改善に関すること。
- (2) 組織・機構の改善に関すること。
- (3) 市民サービスの向上に関すること。
- (4) その他行政改革の推進に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(専門部会)

第7条 審議会に、特定事項の調査のため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(書記)

第8条 審議会に、書記若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の命を受けて審議会の所掌事務に従事する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(長野市行政組織を活性化する委員会条例の廃止)

2 長野市行政組織を活性化する委員会条例(平成6年長野市条例第41号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に従前の長野市行政組織を活性化する委員会の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定に基づく審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第4条の規定にかかわらず、同日における従前の長野市行政組織を活性化する委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(長野市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

4 長野市特別職の職員等の給与に関する条例(昭和41年長野市条例第24号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)